



守ろう地域医療！

一人ひとりが感染予防を徹底し、みんなでまちの医療を守りましょう。

まずは電話相談！

発熱や体調不良等で医療機関を受診する場合、いきなり受診するのではなく、
まずは電話でいつも受診している“かかりつけ医”に相談してください。

※かかりつけ医をお持ちでない方や、どこに相談してよいかわからない方は、**しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』**をご利用ください。

しまね新型コロナウイルス感染症 『健康相談コールセンター』

☎ 25-7011 (全日 8:30 ~ 21:00)

※聴覚に障がいのある方、電話での相談が難しい方はFAXをご利用ください。FAX 0852-22-6328



休日に受診したいとき

午前中は内科・小児科を対象に休日応急診療を行なっています。

「休日応急診療」を開設しています

- 市立休日応急診療所または各当番医療機関で、益田市医師会の先生方が交代で診療を行います。当番医などは、広報ますだ市民カレンダーまたは市ホームページでご確認ください。
《開設日》日曜・祝日・年末年始 9:00 ~ 12:30 (電話は8:40からつながります)
- 応急処置的な医療と入院加療を必要としない軽症患者等に対応します。事前に必ず電話連絡のうえ受診してください。医師の判断により益田赤十字病院、医師会病院への受診をお勧めすることがあります。
- 受診の翌日は、かかりつけの医師の診察を受けましょう。



夜間や休日に相談したいとき

夜間や休日、「ちょっとしたケガの応急処置は？」「夜中に熱が出た、どうしよう？」など、お困りのときは電話相談をご利用ください

『島根県子ども医療電話相談』 #8000

- 休日・夜間の急な子どもの病気について相談できます。
平日 19:00 から翌朝 9:00 まで
土・日・祝日 9:00 から翌朝 9:00 まで
- 短縮番号 (# 8000) をプッシュしてください。
※通話料がかかります。



『ますだ健康ダイヤル 24』 ☎ 0120-506-103

- 電話がつながりましたら、お名前、年齢を教えてください。
- 内容に応じて、医師・保健師・看護師等が健康相談などに応じます。
- いつでも無料で相談できます。(24時間年中無休)
※ナンバー非通知の電話からはつながりません。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

- 〈対象者〉 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方
- 〈支給期間〉 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
- 〈支給額〉 (直近の3カ月の給与収入等収入額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給対象日数
- 〈適用期間〉 令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)

※申請に必要な書類やご自分が対象になるかどうかなど、詳しくは市ホームページをご覧ください。保険課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】市保険課 ☎ 31-0212 FAX 24-0180